

小学校教育の現状と 今後の在り方検討委員会

提 言

平成29年12月

目 次

1	委員会設置の背景	1
2	小学校教育の現状と課題	1
3	解決に向けた提言	4
4	参考資料	7

1 委員会設置の背景

平成 29 年 3 月に、文部科学省より新学習指導要領が告示され、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することが示されている。

新学習指導要領の理念の下、小学校教育の更なる質の向上を図るためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現や小学校英語の教科化等への対応、小学校教育と就学前教育及び中学校教育との円滑な接続を図る取組の一層の充実が求められている。一方、教育の担い手である教員の働き方については、様々な調査結果から業務の内容等を改善するとともに、効率化を図る必要性等が指摘されている。

こうしたことから、東京都教育委員会では、小学校教育の現状と課題を把握するとともに、今後の小学校教育の在り方について検討するため、本委員会を設置した。

2 小学校教育の現状と課題

(1) 学習内容及び授業時数

ア 現状

- 新学習指導要領では、新たな教育内容として、第 3・4 学年での「外国語活動」、第 5・6 学年での「外国語科（英語）」、各教科等における「プログラミング教育」等が示され、充実を図る教育内容として、「言語能力」、「理数教育」、「道徳教育」等が示されている。また、指導方法として、「主体的・対話的で深い学び」の実現による一層の授業改善が新たに求められている。

- 平成 20 年告示の現行学習指導要領は、平成 10 年告示の学習指導要領と比較して、年間総授業時数が 35 時間から 70 時間増加している。

一方、新学習指導要領では、第 3 学年以上で、年間総授業時数が更に 35 時間増加し、学校週 6 日制であった平成元年告示の学習指導要領と同水準になる。例えば第 6 学年の各教科等の年間授業時数¹を週 5 日間の時程に当てはめると、6 時間授業が 4 日、5 時間授業が 1 日の計 29 時間となり、時間割に余裕がほとんどなくなると想定される。このため、学校は時間割の編成について、更なる工夫をする必要があると考えられる。

- 学習指導の実態や教員の意識などを経年で調べた「第 6 回学習指導基本調査（平成 28 年：ベネッセ教育総合研究所）」によると、教員が心がけている授業方法は、「グループ活動を取り入れた授業」の割合が増加している

¹各教科等の授業時数は、学校教育法施行規則 別表第一により規定

反面、「計算や漢字等の反復的な練習」や「個別学習を取り入れた授業」の割合が減少している（P 8 参考資料 1-3 参照）。

新学習指導要領が求める「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、教員はグループ活動を取り入れた授業を心がけているものの、計算や漢字等の反復的な学習への意識が低下していると考えられる。

イ 課題

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うとともに、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図るためには、授業の質の向上と、授業時数の確保を図る必要がある。

(2) 児童の状況及び指導体制

ア 現状

- 東京都教育委員会では、平成 22 年度より小学校第 1 学年児童・中学校第 1 学年生徒の不適応状況に対応するための教員加配を行っており、教員加配前の平成 20 年度より不適応状況が発生した学校の割合が減少するといった効果がみられた（P 7 参考資料 1-1 参照）。しかし、不適応状況は現在でも一定程度発生しており、教員加配による学級規模の縮小や、ティーム・ティーチングだけでは、完全な解決が図られていない状況にある。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等の就学前施設では、理念や経営方針等を基に、それぞれの特徴を生かした教育を行っており、小学校入学時点までの幼児の生活経験や遊びを通した学びには違いがある。様々な就学前施設において多様な生活経験等をしてきた幼児は、小学校入学後、学校ごとに同一の教育課程による教育を受けることになる。
- 現在、都内の公立幼稚園等と小学校とでは、園児・児童の交流活動を積極的に行うとともに、教員同士の連携の充実を図っている（P 7 参考資料 1-1 参照）。これらの取組は、一様に行われているわけではなく、取組内容や回数等、質的にも量的にも違いがみられる。

イ 課題

- 多様な生活経験や遊びを通した学びを積み重ねてきた幼児が、小学校での学習・生活を意欲的に進めることができるようにするために、指導体制・指導内容・指導方法等を含め、就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図る必要がある。

(3) 学習指導・学習環境

ア 現状

- 専科教員の配置状況は、音楽、図画工作がともに約9割となっている。教員の定数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下「標準法」と記す）²により定められている。東京都では、専科教員を16学級以下の学校に2名、17学級以上の学校に3名を配置できるよう教職員定数配当基準を定めている。

例えば、音楽及び図画工作を専科教員が指導した場合、学級担任には時間割上、週3～4時間程度（1日当たりでは1時間未満）の授業を行わない時間（以下「空き時間」と記す）が生じる。教員は、この空き時間に採点や提出物の点検、授業準備等を行っているが、これらの業務を行うには十分な時間とは言えず、勤務時間外にも行っている。

- 平成29年の東京都教育委員会の調査によると、専科教員による指導を「全ての学年で充実すべき」、「高学年を中心に充実すべき」と考えている教員は、ともに4割を超えている（P9参考資料2-2参照）。

また、平成28年の全国連合小学校長会の調査によると、「英語の指導は、標準法を改正し、専科教員を配置して指導するとよい」と考える校長は7割を超えており、平成27年の調査より10ポイント以上上昇している。学校現場では、高学年での専科教員による指導、とりわけ英語の指導への要望が多い。

- 「全国学力・学習状況調査（平成28年：文部科学省）」によると、「コンピューター等の情報通信技術を活用して、子供同士が教え合い学び合うなどの学習や課題発見・解決型の学習指導」を行っている学校ほど平均正答率が高く、ICTの活用は学力の向上に一定の効果があると考えられる。一方、ICT機器の整備状況や指導体制は区市町村や学校によりばらつきがあり、教員や児童の活用状況についても違いがみられる。

イ 課題

- 学級担任による指導体制を基盤としつつ、教育の質の向上や教員の働き方改革につながるよう、学習指導や学習環境など小学校教育全体について見直しが必要である。

(4) 教員の勤務状況

ア 現状

- 前出の「第6回学習指導基本調査」によると、教員の平日在校時間は11

² 昭和33年公布。公立の義務教育諸学校に関する学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を規定

時間 54 分であり、平成 22 年の調査より 25 分増加している。また、約 4 割の教員が、ほとんど毎週又は 2 週間に 1 日程度、土日に出勤している（P 8 参考資料 1－4 参照）。

- 教員の平日の勤務内容をみると、授業を行うことに加え、校内での会議、文書作成、保護者対応や、校外での会議、研修会への参加等があり、児童への個別対応や授業準備等の時間を勤務時間内に十分確保することは困難である。
- 教員は、長期休業日においても個人面談、水泳指導、宿泊行事等の業務を行ったり、都や区市町村教育委員会による研修、お祭りやキャンプ等の地域行事へ参加したりしている。また、授業日には取得することが難しい週休日の振替、夏季休暇や年次有給休暇の取得等もあり、教員は、長期休業日においても授業や学校行事等の準備の時間を十分に取れているとは言えない。

イ 課題

- 教育の質をより向上させるために、教員の働き方を改革する必要がある。

3 解決に向けた提言

(1) 基本的な考え方

- 新学習指導要領の理念の下、児童一人一人の資質・能力をより一層伸ばしていくことができるよう、教育の質の向上を図ることが重要である。
- 新学習指導要領で示された、「幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実」や「中学校教育及びその後の教育との接続の重要性」を踏まえ、小学校教育の在り方について、教育内容や指導方法の改善及び授業時数の確保等、質や量の両面から見直しを図る必要がある。
- 地域や家庭等、幼児・児童を取り巻く環境が変化する中において、学校の抱える様々な課題に対応するとともに、教育の質の向上につながるよう、教員の働き方改革を進めていくべきである。

(2) 提言

ア 就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続

- 就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続を図るために、5 歳児までの既存の経験や既に身に付けている資質・能力について明らかにした上で、例えば「身近な事柄について話したり聞いたりすること」や「数量や図形についての感覚を豊かにすること」等、指導によって育むことができると考えられる資質・能力についても検証を行う。その結果やこれまでの

就学前教育の成果や課題を踏まえ、幼児・児童の実態に応じて、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発する必要がある。

- 5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程を研究・開発するに当たっては、例えば「自分で選択して取り組む活動」と「学級全体で行う活動」とを効果的に取り入れるなど、幼児の遊びを通じた学びや児童の各教科等における学習の特性を生かした指導方法を明らかにする必要がある。
- 幼児・児童の発達段階に応じた指導を一層充実させるために、5歳児から小学校低学年をひとまとまりとした教育課程に沿った教材や教具の充実・開発を行うとともに、教室の形態、机・椅子の配置、掲示物、遊具の拡充等、学習・生活環境を幼児・児童の発達段階に応じて工夫し、整備する必要がある。
- 幼児・児童一人一人が抱える課題に個別に対応したり、学習内容を確実に身に付けられるよう個別学習やグループ学習等を行ったりするなど、個に応じた指導の一層の充実を図るとともに、幼稚園教諭及び小学校教諭等による指導者の複数体制を整えることを検討する必要がある。
- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー及び外部専門機関等との連携を充実させることで、幼児・児童の発達の状況について早期の実態把握・対応を図ることができると考える。例えば、小学校に設置されている特別支援教室の適用範囲を幼稚園等にまで広げるなど、より早期から専門的な対応を図ることができるとする体制の構築について検討する必要がある。

イ 教育の質の向上

- 幼児・児童を取り巻く環境の変化に応じて発達の状況も変化してきており、読み書きの能力のように伸長しているものがある一方、基本的な生活習慣・コミュニケーション能力等、課題となるものもみられる。就学前施設の種別に関わらず、3歳以上の幼児の教育・保育に関するねらい及び内容が共通のものとして示されたことも踏まえ、小学校における従来の教育内容や指導方法を見直す必要がある。
- 小学校における「外国語科（英語）」等の新たな教育内容は、専門性の高い教員による系統的な指導が有効である。特に、第3・4学年の「外国語活動」、第5・6学年の「外国語科（英語）」の指導については、専科教員等による指導体制を構築することが望まれる。
- 「第1学年生徒の適応状況調査（平成24年：東京都教育委員会）」によ

ると、児童が中学校入学に際して不安と感じる事項は多岐にわたるが、特に学習に関する不安が多くみられる（P10 参考資料3参照）。中学校への進学に向けて、児童の不安を解消するとともに、より専門性の高い指導を一層進めることが必要である。例えば、小学校から中学校への円滑な接続を見据え、高学年を中心とした専科指導を拡充することも一つの方策である。

- ICT機器の整備及び推進体制の一層の充実を図り、授業や放課後の補習、家庭学習等でのICTの活用を推進する取組について検討を行い、個に応じた支援を一層推進する必要がある。
- 東京都にはIT企業をはじめ多くの民間企業等があり、これらの民間企業等の協力を得て、学校に人的・物的資源を適切に投入できるようにするとともに、校務におけるICTの一層の活用を図り、より質の高い教育が可能となる体制の構築について検討する必要がある。

ウ 教員の働き方改革

- 小学校教員の働き方改革を進めるためには、専科教員等による指導体制を構築することによって、学級担任の空き時間を増やしていく必要がある。
- 教員一人一人の指導の質の向上と授業準備等の効率化を図るために、授業におけるICT機器やデジタル教材の積極的な活用や共有化の推進を図る取組について検討する必要がある。
- 教員が担うべき業務である学習指導や生活指導において、児童一人一人への対応に注力できる環境を整備するために、校務運営や授業準備等を支援する人材の配置や、学校支援ボランティアによる教育支援活動を行う体制を構築する必要がある。

(3) 今後の方向

本委員会では、小学校教育の現状と課題について、脳科学、発達心理学、学校制度や学校教育等の専門家がそれぞれの見地から検討を行ってきた。

そして、そこでの議論を基に、小学校教育の今後の在り方について、「就学前教育と小学校教育との一層の円滑な接続」、「教育の質の向上」、「教員の働き方改革」の3点から本提言をまとめた。

東京都教育委員会においては、本提言を基に教育課程等を具体化するとともに、効果検証の方法等を明らかにするなど、今後も更なる検討を行っていくことを期待する。

4 参考資料

小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会 第1回資料

参考資料1-1

小学校教育の現状と課題について(1)

1 就学前施設について

＜平成28年度 施設別・設置者別入所児数＞
(学校基本調査報告書及び福祉保健長少子世帯対策委員による)

入所率 96.2%						
幼稚園		認定こども園		認可保育所		その他施設
53.8%		1.2%		43.0%		0.5%
国立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
0.2%	8.1%	91.7%	18.4%	81.6%	43.0%	57.0%

2 幼小連携の取組について

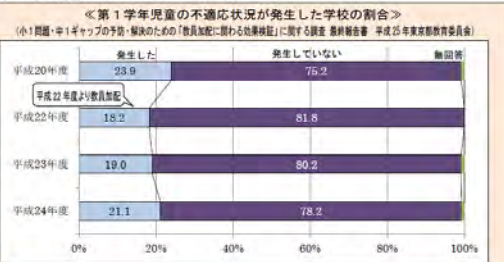
＜公立幼稚園等と公立小学校の円滑な接続に向けた幼小連携の取組＞
(平成25年度教育課程の編成・実施状況 東京都教育委員会)

幼児と児童の交流活動の頻度		教員同士の連携活動の頻度	
年間1～3回	20.5%	年間1～3回	34.9%
年間4～11回	61.4%	年間4～11回	45.8%
年間12回以上	18.1%	年間12回以上	19.3%

＜幼児と児童の交流活動の内容＞
 授業における交流 (89.2%)
 授業や施設の見学 (87.3%)
 行事における交流 (86.7%)
 給食における交流 (86.7%)
 休み時間における交流 (36.1%)

＜教員同士の連携活動の内容＞
 就学に当たっての連絡会 (97.6%)
 保育・授業参観 (89.8%)
 保育・授業参観を踏まえての懇談 (65.1%)
 合同研修会・研究会 (62.7%)
 保護者会・懇親会への出席 (13.9%)

3 第1学年児童の不応状況の発生について



4 第1学年児童の不応状況の態様について



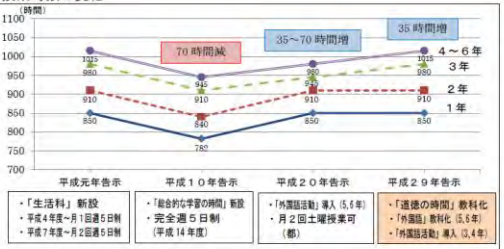
5 不応状況に対する小学校の取組について



参考資料1-2

小学校教育の現状と課題について(2)

1 授業時数の変化



2 授業時数確保の取組(東京都)

- ＜土曜授業の実施＞
59区市町村 (62区市町村中)
- ＜長期休業期間の短縮＞
「9月1日以前に授業を実施」38.1% 「7月20日以降も授業を実施」6.1%
- ＜モジュールの実施(教科指導)＞
6.3% (81校) (国語 (92.6%) 算数 (66.7%))
- ＜7時間授業の実施＞
世田谷区、三鷹市、武蔵村山市 等

3 新学習指導要領の主な内容

- ＜新たな教育内容＞
 「外国語活動」導入 (3, 4年) 「外国語」教科化 (5, 6年)
 「プログラミング教育」導入 等
- ＜充実を図る教育内容＞
 「特別の教科 道徳」 言語能力 理数教育 教科横断的な学習 等
- ＜多様化した教育内容＞
 「主権者教育」「消費者教育」「防災・安全教育」 等
- ＜新たな指導方法＞
 主体的・対話的で深い学び

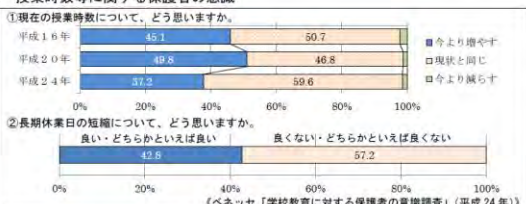
4 夏季休業期間中の教員の実態

- ＜校内業務＞
 個人面談 水泳指導 林間・臨海学校等宿泊行事の引率
 補習、特別プログラム(実験・工作) 会議 2学期の準備 等
- ＜研修等＞
 校内研修 区市町村教育委員会主催の研修
 都教育委員会主催の研修 研究団体への参加 等
- ＜地域＞
 地域行事への参加(イベント、祭りなど) キャンプの引率 等
- ＜その他＞
 土曜授業の振替・夏季休暇・年休の取得 等

5 夏季休業期間中の児童の実態

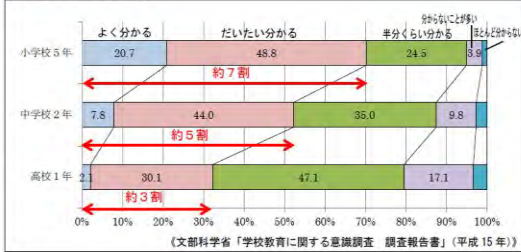
- ＜学校主催＞
 水泳教室 補習、特別プログラム(実験・工作)
 林間・臨海学校等宿泊行事への参加 等
- ＜地域主催＞
 ラジオ体操 イベント、祭り キャンプ、合宿
 学童保育等のイベント 等
- ＜その他＞
 家族旅行 宿題 習い事 学習塾の夏季講習 等

6 授業時数等に関する保護者の意識



小学校教育の現状と課題について (3)

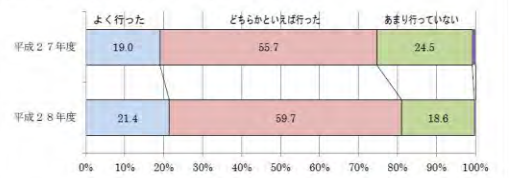
1 学校の授業の理解度



(文部科学省「学校教育に関する意識調査 調査報告書」(平成15年))

4 「主体的・対話的で深い学び(アクティブラーニング)」の取組(東京都)

「児童自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現する等の学習活動を取り入れましたか。【学校質問紙】

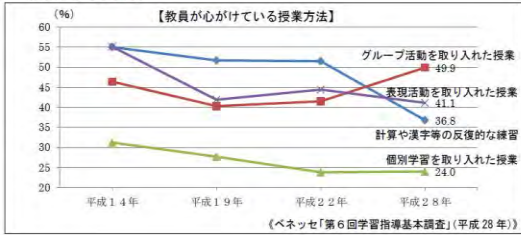


(文部科学省「全国学力・学習状況調査」(平成28年))

2 基礎学力の徹底に向けた取組(東京都)

- <算数における習熟度別指導の推進>
希望する全ての学校に教員を配置
- <東京ベーシック・ドリルの活用>
国語、算数(小1~6)、社会・理科(小3・4)、サポート版
自動採点等の機能が付いたソフト
- <ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の充実>
リーフレットの作成・配布

3 教員の意識の変化



(ベネッセ「第6回学習指導基本調査」(平成28年))

5 学校教育に求められる多様な教育課題の例(〇〇教育)

社会的な要請により、例えば、次のような多様な教育課題が、教育行政をはじめとする多くの行政分野、産業界、関係組織・団体により提唱され、学校教育に対応が求められてきた。

- 法教育
- 租税教育
- 住教育
- 日本の伝統・文化理解教育
- 健康教育
- 性教育
- いじめ防止教育
- 環境教育
- 森林環境教育
- 再生可能エネルギー教育
- 情報モラル教育
- オリンピック・パラリンピック教育 等
- 憲法教育
- 消費者教育
- シティズンシップ教育
- 領土に関する教育
- 食育
- がん教育
- 安全教育
- 持続可能な開発のための教育(E SD)
- 海洋教育
- 放射線に関する教育
- ICT教育
- メディアリテラシー教育
- 主権者教育
- 金融教育(金銭教育)
- 情操教育
- 国際教育
- 防災教育

各学校では、教育課程の編成の際に、「学校教育目標を達成するための基本方針」や「指導の重点」などに多様な教育課題への対応を位置付け、各教科等の指導の中で実践している。

小学校教員の勤務実態について(全国)

ベネッセ教育総合研究所「第6回学習指導基本調査」

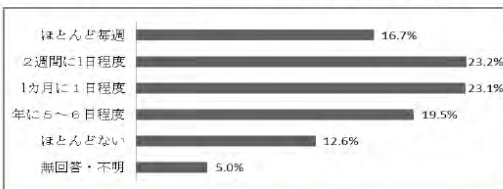
■教員の1日当たりの学校にいる時間(平日)

平成22年度と比較して、学校にいる時間が増加

教員	小学校	
	28年度	22年度
	11時間54分	11時間29分
増減	25分増	

■土日の出勤状況

約4割の教員がほとんど毎週出勤又は2週間に1日程度の頻度で出勤



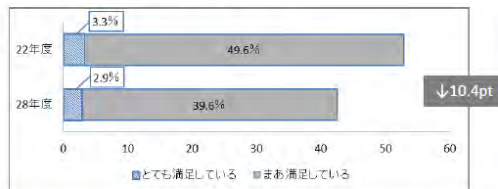
■教員の悩み

多くの教員が教材準備の時間が十分に取れないと考えている

悩み	小学校
教材準備の時間が十分に取れない	90.5%
作成しなければならない事務書類が多い	84.9%

■教員生活と私生活のバランス

平成22年度に比べて10.4ポイント低下



小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会 第2回資料

参考資料 2-1

5歳児の発達状況等

1 幼児の読み書き能力について

＜3・4・5歳児の読み書き能力の経年変化（平成27年教育再生実行会議第五次提言）＞

調査時期		1988年	2005年
調査対象		保育所児・幼稚園児 (母親へのアンケート)	保育所児・幼稚園児 (母親へのアンケート)
読み	5歳児	77.0%	85.7%
	4歳児	54.5%	70.0%
	3歳児	19.9%	36.9%
書き	5歳児	59.7%	66.1%
	4歳児	28.9%	41.5%
	3歳児	7.9%	14.0%

数字の単位 60～71文字の読み書きができる人数の割合

2 小1問題の状況について



【参考】 諸外国における就学状況等について

【主なヨーロッパ諸国】

- ・4歳 【北アイルランド（12年間）】
- ・5歳 【イギリス（11年間）、オランダ（13年間）】
- ・6歳 【日本（9年間）、ドイツ（9～10年間）、フランス（10年間）、イタリア（10年間）】
- ・7歳 【フィンランド（9年間）、スウェーデン（9年間）】

【アメリカ】

＜義務教育開始年齢＞
5歳（8州）、6歳（25州）、7歳（15州）、8歳（2州）

＜義務教育期間＞
9年間（9州）、10年間（16州）、11年間（10州）、12年間（11州）、13年間（4州）

＜義務教育の開始年齢と期間＞

①イギリス
・年に3回入学の機会（4月以降の学期（1～3月）、9月以降の学期（4～8月）、1月以降の学期（9～12月））

②オランダ
・入学式がなく、4歳の誕生日以降、保護者が入学時期、学校を選択

③早期可能【アメリカ、ドイツ、フランス、韓国】
・アメリカ：K学年（就学前クラス）制度と早期入学制度
・ドイツ：5歳児早期入学制度（保護者の申請）
・フランス：5歳児の全員が就学可能（各校の審査に合格した児童）
・韓国：5歳児早期入学制度（優秀な児童）

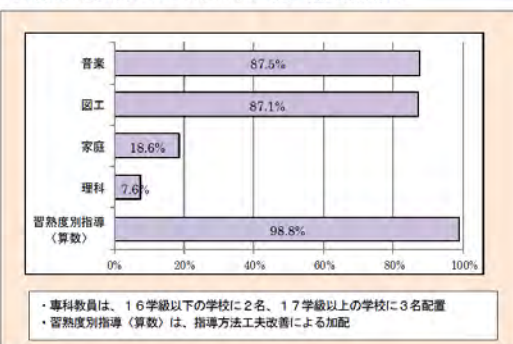
＜算数カリキュラムの比較（日本とイギリス）＞

	4歳	5歳	6歳（小1）	7歳（小2）
イギリス	10までの暗唱 +1と-1 円・三角・四角の特徴	20までの数、倍と半分の意味 長さの比較 身近な物の形（平面・立体）	100までの数、奇数と偶数 2倍と1/2、2の段と10の段 立方体	1000までの数、分数（繰り上がり下がりの段と×100） 時間、直角、左右対称、表やグラフ
日本			100までの数、1桁のたし算とひき算 長さ・広さ・かさの比較、時刻 身近な物の形（平面・立体）	10000までの数、2桁のたし算とひき算 かけ算九九 長さ・体積・時間の単位、 三角形・四角形・箱の形、表やグラフ

参考資料 2-2

小学校における教育の質の担保①（専科指導）

1 専科教員等の配置状況について（平成28年度 公立学校統計調査報告書）



2 小学校教員の一週間の取組（例）

【第6学年担任】持ち時間266分間

校時	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
始業前	全校朝会	朝読書	児童集会	朝読書	音楽集会
1校時	国語	算数	国語	算数	国語
2校時	理科	総合	理科	理科	算数
3校時	社会	国語	体育	家庭	音・図
4校時	算数	音楽	算数	家・体	図工
給食	給食指導				
清掃	清掃指導				
5校時	体育	国語	道徳	社会	外国語
6校時	総合	(クラブ)		学活	社会

空室時間や放課後の業務

【校外】 教科等研究会 出張 研修（都及び区市町村）
【校内】 校内研修 校内研究会 校内委員会 分掌会 学年会 安全点検
報告書作成 校内文書作成
児童対応 保護者対応 ノート点検 採点 授業準備 教材研究 等

3 専科に関する調査結果について

(1) 英語の指導についての調査（平成28年 全国連合小学校長会）

【英語の指導は、誰がどう指導するとよいか】

	平成27年度	平成28年度
担任だけで指導	1.9%	0.3%
担任とALT等による TTでの指導	32.3%	24.7%
標準法を改正し、専科教員 を配置し指導	60.5%	72.9%
中学校英語教員による巡回 指導	0.9%	0.1%
現行標準法の定数内で、専 科教員を配置し指導	2.8%	0.8%
その他	1.6%	1.2%

(2) 小学校への意識調査（抽出）（平成29年 東京都教育委員会）

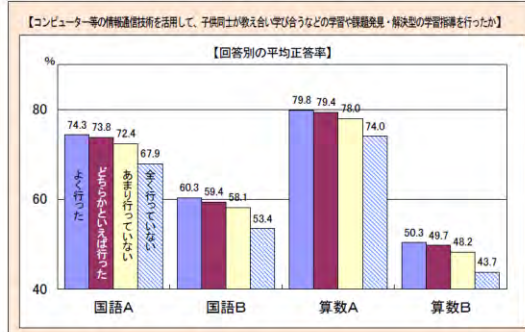
【専科指導の充実と効果的であると考えられる教科】

【専科教員について特に有益だと考える事項】

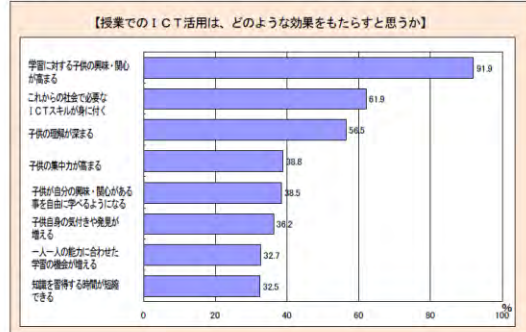
参考資料 2 - 3

小学校における教育の質の担保②（学習環境）

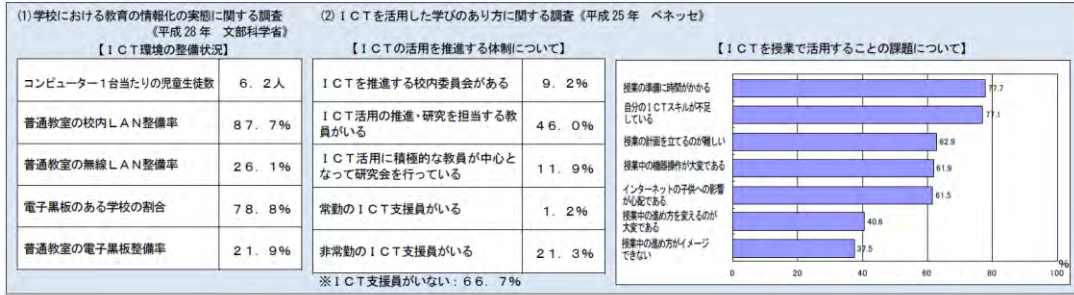
1 ICTの活用と学力との関係（平成28年度 全国学力・学習状況調査）



2 ICTの活用効果（「ICTを活用した学びのあり方」に関する調査 平成25年 ベネッセ）

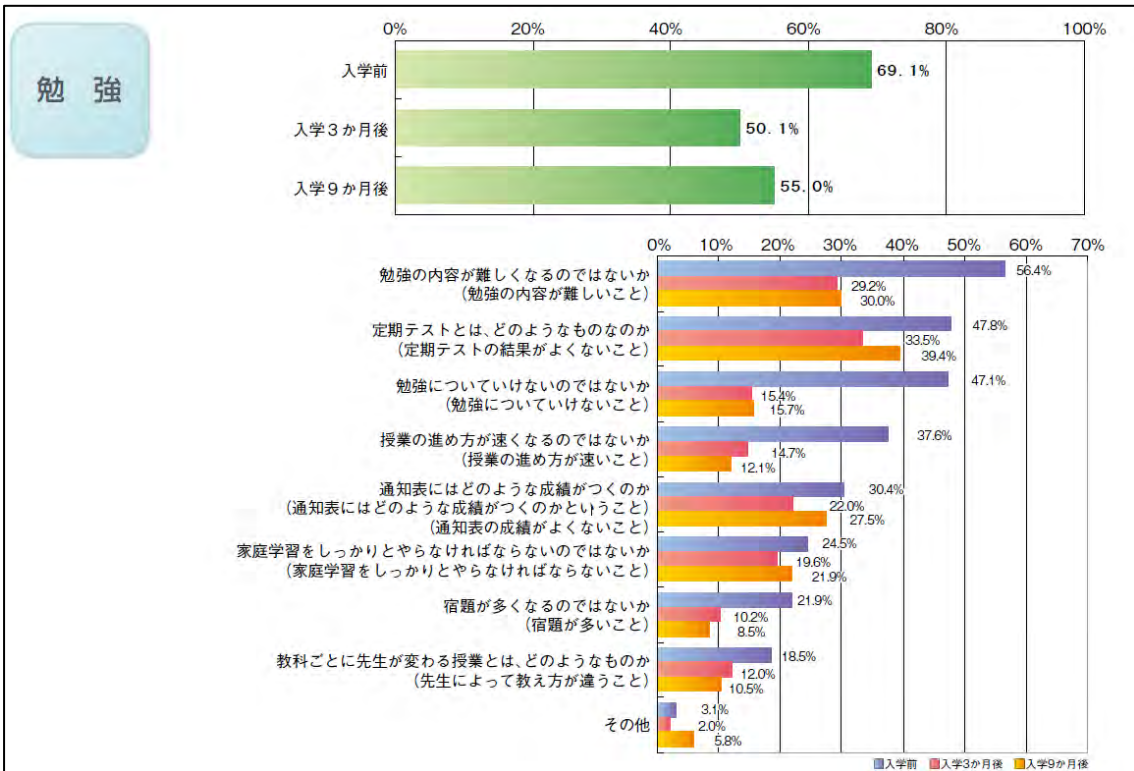


3 ICTの活用等に関する課題



参考資料 3

中1ギャップの予防・解決のために《リーフレット》（平成25年3月東京都教育委員会）



小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会 設置要項

(設置)

第1 新学習指導要領の実施を見据え、小学校教育の現状と課題を把握するとともに、小学校教育の質の向上を図るための方策及び今後の小学校教育の在り方について検討することを目的として、小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2 検討委員会の設置期間は、平成29年7月1日から平成30年3月31日までとする。

(構成)

第3 検討委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 委員長
- 二 副委員長
- 三 委員

2 委員長は、大学教授等の職にある者とする。

3 副委員長は、東京都教育監の職にある者をもって充てる。

4 委員は、別表に掲げる者とする。また、委員長は、必要に応じて臨時委員を委嘱することができる。

(委員長の職務等)

第4 委員長は、本委員会の運営を統括する。

2 委員長は、本委員会を招集し、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(運営等)

第5 検討委員会の運営等は、次のとおりとする。

(1) 委員長は、検討委員会を招集し、主宰する。

(2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求めることができる。

(3) 検討委員会は、年4回程度開催する。

(任期)

第6 委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(庶務)

第7 検討委員会の庶務は、東京都教育庁指導部義務教育指導課において処理する。

(補則)

第8 この要項に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は委員長が定める。

(附則)

この要項は、平成29年7月1日から施行する。

小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会 委員名簿

区分	職 名	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	玉川大学 教授	坂 野 慎 二	委員長
	株式会社日立製作所 名誉フェロー	小 泉 英 明	
	明治学院大学 教授	藤 崎 眞 知 代	
学 校 関 係 者	東京都国公立幼稚園・こども園長会長 (文京区立第一幼稚園長)	桶 田 ゆ かり	
	東京都公立小学校長会長 (新宿区立西戸山小学校長)	種 村 明 頼	
教 育 庁 関 係 者	教育監	出 張 吉 訓	副委員長
	指導部長	増 渕 達 夫	
	地域教育支援部長	安 部 典 子	
	人事部長	江 藤 巧	

事 務 局	指導部義務教育指導課長	栗 原 宏 成	事務局長
	総務部企画担当課長	西 山 公 美 子	
	地域教育支援部義務教育課長	新 田 智 哉	
	人事部人事計画課長	加 倉 井 祐 介	
	指導部指導企画課長	建 部 豊	
	指導部主任指導主事 (幼児教育・環境教育担当)	毛 利 元 一	事務局次長
	指導部義務教育指導課統括指導主事 (幼児教育)	秋 田 博 昭	
	指導部義務教育指導課指導主事	久 家 さ や 加	
指導部義務教育指導課課長代理 (課務担当)	中 井 広 志		